## 1 議 事 日 程

[令和4年太宰府市議会 建設経済常任委員会]

令和4年3月7日 午前10時00分 於全員協議会室

日程第1 議案第7号 市道路線の認定について

日程第2 議案第16号 太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について

日程第4 議案第18号 令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第19号 令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長 議員 副委員長 木村彰人議員 入江 寿 委 員 門田直樹 議員 委 員 橋 本 健 議員 笠 利 毅 議員 IJ 宮 原伸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(10名)

都市整備部理事 都市整備部長 清 髙 原 山崎 謙 悟 兼総務部理事 観光推進課長兼 都市計画課長 崎 雄--郎 池 田 哲 也 竹 地域活性化複合施設太宰府館長 Щ 産業振興課長 伊 藤 健 建設課長 中 和 彦 建設課用地担当課長兼 国際・交流係長 藤 剛 小 林 一成 伊 県事業整備担当課長 上下水道課長 田中潤一 上下水道施設課長 平 古賀良

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 木 村 幸代志 議 事 課 長 花 田 善 祐

書 記 岡本和大

## 開会 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

**〇委員長(入江 寿委員)** 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開催します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

審査に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第1 議案第7号 市道路線の認定について

○委員長(入江 寿委員) 日程第1、議案第7号「市道路線の認定について」を議題とします。 執行部の説明の後に現地調査を行います。

ここでお諮りします。

委員派遣承認要求につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 質疑は、現地調査終了後に行います。

それでは、執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(中山和彦) 皆さん、おはようございます。

議案第7号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

秋山・雀田線につきましては、石坂一丁目地内で、宅地造成されました延長43.02m、平均幅員4.43mの新設道路であります。太宰府市道路採納規程の基準に合う道路構造であるかどうかを現地検査を行いまして、適当であると認められたため同規程第2条の規定に基づき道路用地の寄附を受けましたので、路線認定をお願いするものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づきまして市道認定を行うに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午前10時26分

○委員長(入江 寿委員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号「市道路線の認定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

- **○副委員長(木村彰人委員)** 今現場を見せていただいたんですけれども、これは現場のほうはも う市の検査は終わっているんでしょうか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 今回は寄附を受けるという形でありますので検査をしまして、今回の議 案の提出という形になっております。
- 〇委員長(入江 寿委員) 木村副委員長。
- **○副委員長(木村彰人委員)** 先ほど側溝が非常に気になりました。3 cm以上の隙間が空いていて 補修もしてないところで、これはどういうふうな指導を業者のほうにされたんですか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **○建設課長(中山和彦)** あの部分につきましては、見られて、確かに側溝の隙間が空いておりました。ちょうど曲がりのところだと思います。そもそもあそこは埋まっていた状態だったかなと思っております。それが落ちた状態になっておりますので、施工方法をまた指導して、再度そこの手直しをしていただこうと思っているところです。
- 〇委員長(入江 寿委員) 木村副委員長。
- **○副委員長(木村彰人委員)** できれば完成の形を造ったところで我々が確認したほうがよかった んじゃないかと思うんですけれども、現場のほうで事前に説明もありませんでしたよね、あそ この部分については後でやりますとか。もし私たちが指摘しなければそのまま行ってしまった んかなと思って、非常に私も心配になりました。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 本当にありがとうございます。

私どもが行ったときは恐らくあそこが詰まっていた状態になっておりまして、その間に落ちた状態になっております。今回受ける前に再度確認して、きちっとした形を取っておけばよかったと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

- 〇委員長(入江 寿委員) 木村副委員長。
- **○副委員長(木村彰人委員)** 今回現場が落ちていたのを見たんですけれども、例えばこれは引渡 しを受けまして、供用開始になった後に落ちたらまたもっと大きな問題になると思いますの で、側溝の隅っこって非常に難しいところみたいなんで、そこら辺の指導あたりは開発の協議 の中でされたほうがいいんだと思います。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** そうですね。開発行為の場合は30人以上の協議がありますので、そのときにきちっとした形で詰めていくところではあるんですけれども、今回が930㎡ということで、そういう形で30人以上の協議はありませんでした。ただ、線路に近かったりとかいろいろな諸問題がありましたので、それに向けて協議はさせていただいておりますので、委員さんがおっしゃるようにそういう部分も今後注意しながらやっていきたいと思います。

- ○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。
- 〇副委員長(木村彰人委員) はい。
- **〇委員長(入江 寿委員)**ほかにございませんでしょうか。宮原委員。
- ○委員(宮原伸一委員) すみません。今日の認定とは関係ないんですけれども、帰りの泌尿器科のところの踏切ですね。あの辺って、ここの辺のまた住宅が増えることによって結構あの辺でトラブルがあっているという話を聞いたんですけれども。ジョイントのところの踏切です。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(高原 清) 今委員ご指摘のとおり、あそこのジョイントのところの踏切に関しましては、先ほども私どもが通行するときもちょうど電車が通過するということで遮断機が下りて、そのときにジョイント側のほうの道路幅員が広いというところで、ジョイント側の車両が左に寄って離合待ち車両をそのまま待機していただいているような状況でございます。踏切自体がどうしても1台ぐらいしか通れない幅ということになっておりますので、今後とも注意喚起等の表示ができないかというところで検討はしたいと思います。

以上です。

○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。ないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第7号は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

日程第2 議案第16号 太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(入江 寿委員)** 日程第2、議案第16号「太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長。

**〇都市計画課長(竹崎雄一郎)** 議案第16号「太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は35ページから37ページ、新旧対照表は26ページ、27ページとなります。

本条例は、本市における善良な風俗及び健全な生活環境を保持するためにモーテル類似施設の建築に関し必要な規制を行い、青少年の健全育成と市民福祉の向上に寄与することを目的として制定され、市内において旅館やホテルなどの新築時等において太宰府市旅館等建築審査会において審査してまいりました。今回、太宰府市旅館等建築審査会からのご意見や提出書類の変更、押印廃止に伴う様式の書式変更による規則改正に併せまして、本条例につきましても見直しの必要性について検討したところでございます。

福岡県条例風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例においては、モーテル営業に該当するものは県内全域で規制されていることから、モーテル類似施設からラブホテル類似施設に、より実態に合った分かりやすい形へ名称を変更するものでございます。

説明は以上です。

審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

橋本委員。

- **〇委員(橋本 健委員)** 太宰府市内にこの該当施設はあるんですか、ないんですか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(竹崎雄一郎) 市内には該当施設はございません。
- 〇委員長(入江 寿委員) 橋本委員。
- **〇委員(橋本 健委員)** そうすると、あとやる仕事というのは条例の整理ぐらいですかね。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長(竹崎雄一郎**) ホテル、旅館等の建築があった際に、モーテル類似施設かどうか 否かというのを判断することになります。
- ○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

宮原委員。

- **〇委員(宮原伸一委員)** すみません。モーテルとラブホテルの違いって、ロビーを通るか通らんかとか何か漠然と理解しているんですけれども、分かれば教えてください。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(竹崎雄一郎) 風営法と福岡県の条例に規定されておりますけれども、これらの施設につきましては専ら異性を同伴し、宿泊の用に供するということで定義されております。 そのうちモーテルにつきましては、個室に自動車の車庫が個々に接続するものであって屋根を

有するもの、車庫の出入口が扉等によって遮蔽できるもの、車庫の内部から個室に通じる専用の人の出入口または階段もしくは昇降機が設けてあるもの、それと個室と車庫の専用通路の内部が外部から見えないものと規定されております。簡潔にまとめますと、車庫、駐車場から直接個室につながっている施設については、モーテルということで定義されております。

- 〇委員長(入江 寿委員) 宮原委員。
- ○委員(宮原伸一委員) それであれば、ラブホテルは太宰府市内でもできるということですかね。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(竹崎雄一郎) 福岡県条例で、ラブホテルが建築できる地域につきましては商業地域のみとなっております。太宰府市内に該当地域があるかと言われますと、一部ですね、太宰府駅の今病院があるところの一部ですね。公共施設、学校、福祉施設等々から200mの範囲内は建築ができないということに条例上なっております。その円を描いたときに、商業施設の太宰府駅の一部がそこから外れるようになっています。ほんの一部なんですけれども、建築することが可能ですので、この条例で規制して建築をできないようにということにしたいと思っております。
- ○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号「太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について」、原 案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

〇委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について

**〇委員長(入江 寿委員)** 日程第3、議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。これにご異議はありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の16、17ページをお開きください。

6款1項5目農業用施設整備費について説明を求めます。

建設課長。

**〇建設課長(中山和彦)** 6款1項5目農地費、001農業用施設整備費6,897万円についてご説明申 し上げます。

内容といたしましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 の施行に基づき、ため池の劣化状況評価業務及び耐震診断業務として6,897万円を予算計上さ せていただいております。

この業務につきましては、令和4年度当初予算に計上し事業を執行する予定でしたが、令和3年11月に国の補正予算の方針が決定したことから、国から令和4年度農村地域防災減災事業の前倒し依頼があったために令和3年度事業として補正をお願いするものでございます。

なお、対象となりますため池は、劣化状況評価業務は23池、耐震診断業務は7池です。

関連する歳入といたしまして、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

財源といたしましては、15款2項9目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、農業農村整備事業補助金として6,270万円を計上しています。

あわせまして、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の7行目、6款農林水産業費、1項農業費、ため池改修事業の6,897万円ですが、先ほどご説明したとおり、この6款農林水産業費、農業費、農地費、001農業用施設整備費6,897万円につきましては前倒し事業であり、適切な工期確保のために繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

- **○副委員長(木村彰人委員)** 防災重点農業用ため池が50か所あると思うんですけれども、今まで も調査とか、あと工事の対応をしてきましたが、今回23か所、7か所というところで、ちなみ に全体のため池50か所のうち、どのくらい進捗しているかというのを確認したいんですが。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 委員さんが言われましたように、防災重点農業用ため池はたしか50池あります。その中で、改めて法ができまして、そのための劣化評価対象防災ため池としての部分は45池です。地震・豪雨耐性評価対象防災重点農業ため池は25池ということになっておりまし

て、今まで独自に市としてやってきた分もその分から控除した形でやっていくような形になります。ただ、一部項目等が新たに加わった分がありますから、そういうことで内容的には45池の劣化評価はしますし、耐震の関係は25池で対象としてやっていく予定にしております。本年度が今上げさせてもらっています7池と23池ということで、今回予算化させていただいているところです。次年度以降、その分に対してまた予算を計上させていただくような計画で思っております。

説明は以上です。

○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(入江 寿委員) では、次に入ります。

次に、18ページ、19ページを。 6 款 2 項 2 目財源更正について説明を求めます。 建設課長。

**〇建設課長(中山和彦)** 6款2項2目林業管理費45万7,000円の財源更正についてご説明申し上げます。

関連する歳入といたしまして、10ページ、11ページをお開きください。

16款2項4目農林水産費補助金15万7,000円につきましては、地区相互間の流用分として配分されたことから、その財源を林業管理費に充当するものです。

あわせまして、12ページ、13ページをお開きください。

22款1項2目農林水産業債40万円につきましては、補助金の追加配分に伴いその分市債を増額するもので、林業管理費にそのうち30万円を、土木総務費に10万円を充当するものです。

関連がありますので、5ページをお開きください。

第4表地方債補正、1行目の林業施設整備事業債に40万円増額して計上させていただいております。

続きまして、18、19ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費37万5,000円の財源更正につきましては、先ほどご説明しました農林水産業債の10万円となります。

12、13ページをお開きください。

22款1項3目土木債740万円のうち27万5,000円を財源とするものであります。

戻りまして18、19ページをお開きください。

8款2項3目地域交通対策費712万5,000円の財源更正についてご説明申し上げます。

関連する歳入といたしましては、12、13ページをお開きください。

22款1項3目土木費740万円につきましては、令和3年9月補正で承認いただきました街路 灯整備事業において、起債対象をLED化の更新のみとして計上していたところですが、新設 につきましても対象となることが判明しましたので起債額が増額されたものです。計上額 740万円を地域交通対策費に、712万5,000円と先ほどご説明した土木総務費に27万5,000円を充当するものです。

関連がありますので、5ページをお開きください。

第4表地方債補正、2行目の道路橋梁事業債に740万円を増額して計上させていただいております。

説明は以上です。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(入江 寿委員)** では、次に7款1項2目商工振興費について説明を求めます。 産業振興課長。
- **○産業振興課長(伊藤健一)** それでは、7款1項2目商工振興費について説明いたします。

細目番号001商工振興費におきまして、中小企業等一時支援金を2,000万円減額し、事業再構築支援補助金を2,000万円増額する補正についてご説明いたします。

2,000万円増額する事業再構築支援補助金につきましては、コロナ禍においてネット販売や 非対面式テークアウト販売への業態転換等、事業の再構築に意欲を示す事業者に対し、国の事 業再構築補助金に最大100万円を加算して給付するものとして、令和3年6月補正において予 算化させていただいたものであります。

当初の予算額は1,000万円としておりましたが、国の事業再構築補助金の申請件数が予想以上に多く、その採択件数は2月末現在で16件ほどになっておりまして、予算が不足する状態となっております。一方、中小企業等一時支援金につきましては、当初の予算額1億円に対しまして約3,000万円の執行で不用額が生じる見込みとなっていることから、両者の予算を2,000万円組み替えさせていただくものでございます。

関連がございますので、繰越明許費について併せて説明させていただきます。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費における上から9番目、7款1項の事業再構築支援補助事業でございます。

本市の事業再構築支援補助金につきましては、国の事業再構築補助金の第5回目までの公募分を対象としており、その5回目の公募締切りは今月の24日となっております。その後、国において内容を審査され採択された場合、改めて交付申請が必要となり、国の交付決定は令和4年4月以降となることから、今回の補正後の予算額3,000万円のうち2,000万円を令和4年度に繰り越しさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、以上で歳出の説明を終わります。

次に、第2表繰越明許費の審査に入ります。

補正予算書の4ページをお開きください。

7款1項、令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業について説明を求めます。 産業振興課長。

**○産業振興課長(伊藤健一)** 7款1項の令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業330万円の繰越明許費についてご説明いたします。

補正予算書は4ページですね。上から8番目の令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進 事業。こちらにつきましては、令和発祥の都太宰府の梅をさらにブランディングし、スイーツ やご当地グルメなどに仕立て上げ、新たな地場土産産業として振興するとともにふるさと納税 にノミネートすることなどにより、税収や経済効果の飛躍的向上を図ろうとするものでござい ます。

梅プロジェクトは令和3年度からスタートしましたが、当該事業をより効果的、効率的に推進していくためには事業そのものの認知度を向上させることが不可欠であると考えまして、これまでもロゴマークの作成とともに、梅の新製品の発表の際などは各種メディアを通じて積極的に事業のPRを行ってまいりました。

また、そのような広報活動と並行しまして、一方では全国的に著名な梅酒製造企業と連携して令和発祥の都太宰府の梅を使用した梅酒を製造し、全国に向けて情報発信することで、太宰府の梅のさらなるブランディングと梅プロジェクトの認知度の向上、また製造した梅酒をふるさと納税の返礼品として登録することにより、税収及び経済効果の飛躍的向上を図ることを目的とした取組も行っているところでございます。

この梅酒製造の取組につきましては、当初は年度内の完成を予定しておりましたが、連携先企業との協議の中で、より長い期間熟成させたほうが梅酒本来の深い味わいと芳醇な香りが得られるという提案があったこと、また令和4年度は市制施行40周年であり、梅プロジェクトをさらにPRする絶好の機会であることなどによりまして、今回梅酒製造委託料に若干の諸経費を加味しまして、合計330万円を繰越明許費補正として計上させていただくものでございます。

説明は以上です。

よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんでしょうか。

**笠利委員**。

○委員(笠利 毅委員) 今の説明を聞いての単純な質問なんですけれども、より長い熟成期間が

必要だということで、かつ40周年記念に合わせてというようなニュアンスもあったかと思うんですけれども、それは間に合いそうな感じで予定しているんですか。

- 〇委員長(入江 寿委員) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(伊藤健一)** 今現在の予定では、秋頃の完成予定ということで進めております。 以上でございます。
- 〇委員長(入江 寿委員) 笠利委員。
- ○委員(笠利 毅委員) 市制40周年、どのようなことを具体的に計画しているのかがはっきり分からないのですけれども、趣旨からいえば、何らかの発表を行うときに一緒に梅酒が完成しているとよいだろうなと思ったのでお聞きしたまでです。
- 〇委員長(入江 寿委員) 答えは。
- ○委員(笠利 毅委員) 何かあれば。
- 〇委員長(入江 寿委員) 分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、次に参ります。

次に、8款1項、地下道排水ポンプ更新事業から8款2項、地域交通対策事業までについて 説明を求めます。

建設課長。

**〇建設課長(中山和彦)** 8款土木費、1項土木管理費、地下道排水ポンプ更新の500万円につきましては、水城二丁目にあります国道3号線の高架下、成屋形地下道排水ポンプ操作盤更新工事でございます。

繰越しの理由といたしましては、半導体需要の急激な増加により世界的に半導体が不足し、 メーカーの生産体制に大きな遅延が発生していることから、使用資材の納入に時間を要するため繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路新設改良事業の3,373万円につきましては、関屋・向佐野線修正設計業務委託598万6,000円、水城駅・口無線第3-1 工区道路改良工事2,224万4,000円、フケ・水城駅線他26路線第3-1 工区交通安全対策工事550万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、関屋・向佐野線修正設計業務委託につきましては補償物件の詳細設計に伴い物件所有者との協議に不測の日数を要したため、また水城駅・口無線第3-1工区道路改良工事につきましては道路改良工事に伴い占用許可物件管理者との事前協議、調整に不測の日数を要したため、フケ・水城駅線他26路線第3-1工区交通安全対策工事につきましては交通安全工事に伴い関係機関との事前協議、調整に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、地域交通対策事業の430万円についてご説明申し上げます。

内容につきましては、令和3年度市内街路灯LED化工事3工区でございます。

繰越しの理由といたしましては、半導体需要の急激な増加により世界的に半導体が不足し、 メーカーの生産体制に大きな遅延が発生していることから、使用資材の納入に時間を要するた め繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審査のほど賜りますようお願いいたします。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

宮原委員。

- ○委員(宮原伸一委員) すみません。聞き漏らしとったかもしれないんですけれども、地下道排水ポンプですけれども、半導体の遅れでということなんでしょうけれども、今現状は動いているんですか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 現在動いております。ただ、老朽化でいつ止まってもっておかしい話ですけれども、すみません。今のところ正常に動いておりますけれども、老朽化を見込んで今回 改修しとったほうがいいということで、予算を取らせていただいて進めているところです。
- 〇委員長(入江 寿委員) 宮原委員。
- ○委員(宮原伸一委員) まだ梅雨までには何か月間かあるんですけれども、見込みというのはあるんですか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 担当のほうも受注元、あとメーカー等と協議しまして、梅雨前には必ずできるということで、そういうことは受けておりますので問題ないと思っております。
- **〇委員長(入江 寿委員)** ほかに質疑はありませんか。 橋本委員。
- **〇委員(橋本 健委員)** 8 款の土木費でLED化、これは3工区ということですけれども、具体的にどことどこで何基ずつなのか、分かりますか。
- 〇委員長(入江 寿委員) 建設課長。
- **〇建設課長(中山和彦)** 3工区につきましては、西鉄都府楼前駅、あと都府楼大橋、それとJR 都府楼南駅前の路線を含んでおりまして、合計しまして28基の予定です。 以上です。
- ○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、次に10款4項、学生向け交流機会提供事業について説明を求めます。

国際·交流係長。

○国際・交流係長(小林一成) 10款4項社会教育費の学生向け交流機会提供事業117万円の繰越 明許費についてご説明いたします。

補正予算書4ページ、第2表繰越明許費の下から2番目、学生向け交流機会提供事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により学生生活が制限される学生など多世代が自習や交流等に使用可能なフリースペースをいきいき情報センター1階旧テナントの一部に整備するもので、改修及びWi-Fi環境の設置等に係る工事費117万円を令和3年9月補正にて予算化させていただきました。工事につきましては、いきいき情報センターの安定稼働と施設有効活用のための非常用発電機や電気設備等の改修と併せて実施設計に着手し、設備の仕様や施工計画も含めた検討を進めているところですが、電気設備の工事についてコロナ禍により製品や資材の供給に相当の期間を要する見込みとなり年度内の改修が困難なことから、次年度にわたる工期が必要なため繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 以上で繰越明許費の説明を終わります。

歳入及び地方債補正は歳出の中で説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について」の当委員会所管分につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第17号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時01分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第18号 令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

**○委員長(入江 寿委員)** 日程第4、議案第18号「令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第1号) について」を議題とします。

補正予算書は水色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

**〇上下水道課長(田中潤一**) 議案第18号「令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号) について」ご説明申し上げます。

水色の表紙の補正予算書3ページをご覧ください。

収益的収入、1款1項1目給水収益2,181万7,000円の減額を計上しております。

補正の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が一時的に鎮静化した影響で在宅 時間が減少したこと等により、水道の使用水量が減ったことによるものです。

次に、収益的支出、1款2項3目消費税及び地方消費税2,262万5,000円は、工事請負費等の 支出減少に伴い、消費税及び地方消費税が増加するものであります。

続いて、4ページをご覧ください。

資本的収入、1款1項1目の国庫補助金319万円は、松川浄水場の耐震化工事を実施する予定としておりましたが、松川浄水場の施設更新工事完了後の令和5年度以降に変更いたしますので、その工事に対する補助金を減額するものであります。

次に、資本的支出、1款1項2目の浄水施設費でございます。

先ほどの松川浄水場の耐震化工事関連で3,629万円を減額するものであります。

1款1項4目の小規模生活ダム事業費でございますが、これは福岡県が実施しております令和3年度分の北谷ダムの堰堤改良事業費の減に伴いまして、897万5,000円の負担金の減となったものでございます。

説明は以上でございます。

〇委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

橋本委員。

- **〇委員(橋本 健委員)** 北谷ダムの堰堤改良事業、これは終わったんですか。終わって、工事費が余ったから減額。
- 〇委員長(入江 寿委員) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(高原 清) こちらについては、毎年度といいますか、ずっと続いております、少しずつ少しずつ。その負担金を3%地元自治体が負担するというお約束になっておりまして、毎年毎年県のほうから翌年度の負担金はこのくらいですよという通知が来ますが、実際工事をしたときに精算といいますか、このくらいに落ちることになりますので、今回その通知がありましたので今回減額をさせていただくものでございます。堰堤改良工事は少しずつ少しず

つ毎年度されていらっしゃるような状況でございます。 以上でございます。

- ○委員長(入江 寿委員) よろしいですか。
- 〇委員(橋本 健委員) はい。
- ○委員長(入江 寿委員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号「令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時06分〉

日程第5 議案第19号 令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

**〇委員長(入江 寿委員)** 日程第5、議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第1号) について」を議題とします。

補正予算書は黄色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

**〇上下水道課長(田中潤一**) 議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1 号)について」ご説明申し上げます。

黄色の表紙の補正予算書3ページをご覧ください。

収益的収入、1款3項2目その他特別利益3,651万円につきましては、本市が加入しております御笠川那珂川流域下水道及び宝満川上流流域下水道の維持管理負担金の剰余金精算金でございます。

続きまして、収益的支出、1款2項3目消費税及び地方消費税332万円は、先ほどの御笠川 那珂川流域下水道及び宝満川上流流域下水道の維持管理負担金の剰余金精算金の増加に伴い、 消費税及び地方消費税が増加するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、原案のと おり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時08分〉

**〇委員長(入江 寿委員)** 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(入江 寿委員) ここでお諮りします。

本議会における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(入江 寿委員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

**〇委員長(入江 寿委員)** これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年5月16日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿